

足立区ゴルフ連盟規約

第一章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本は足立区ゴルフ連盟 (ADACHIKU GOLF ASSOCIATION 略称 A. G. A 以下この規約では「本連盟」という) と称し、事務所を連盟会長宅に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第2条 本連盟は、足立区におけるアマチュアゴルフの普及・発展を図り、会員の相互の親睦、協会及び技術の向上に努め、足立区のアマチュアゴルフ団体及び足立区在住在勤若しくは在学の個人会員を総括、代表する団体である。

ゴルフが生涯スポーツの推進役になるよう働くことをもって、区民の心身の健全は発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催
- (2) ゴルフに関する講習会及び研修会の開催
- (3) ゴルフの普及及び技術の向上
- (4) 足立区及び（公財）足立区スポーツ協会が実施する事業への参加、協力
- (5) 他団体との連携調整
- (6) その他、前条の目的達成に必要な事業

第三章 組織及び会員

(組織)

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同し区内に在住、在勤、在学の者で構成され、本連盟の趣旨を理解する団体及び個人会員で組織する。

(加盟)

第5条 本連盟に加入しようとする団体及び個人は、所定の入会申請書を本連盟に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 前条の承認を得たもの（以下「会員」という。）は、別に定める年会費を前条の承認を得た後速やかに本連盟に納入しなければならない。

- (1) 既納の年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- (2) 経済状況の変化等により、金額を改正する場合には総会の決議を要する。

(義務)

第7条 会員は、本連盟の規約及び諸規則等を順守するとともに本連盟の発展及び諸事業に協力し、区内のスポーツ振興に寄与しなければならない。

- (1) 自ら又はその構成員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員等（以下「反社会的勢力」という。）でないこと。
- (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(退会及び資格喪失)

第8条 会員は、次により退会又は会員資格を喪失するものとする。

- (1) 文書をもって退会の申し出をしたとき
- (2) 団体会員を解散したとき
- (3) 第8条による除名処分を受けたとき

2 会員が前項各号により退会又は会員資格を喪失した場合、会長は次期総会において、報告しなければならない。

(除名)

第9条 会員の行為が次の各号に該当すると認められ、理事会の指導又は退会勧告に従わない場合、理事会における審議を経て理事会の過半数以上の承認をもって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を3年以上滞納したとき
- (2) 本連盟の名誉を著しく傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき
- (3) 本連盟の事業及び業務に非協力的で会員としての義務を果たさないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の構成)

第10条 会員は個人会員と団体会員と区分され、個人会員には下記に掲げる2つの権利を有しない。

- (1) 総会への参加権
- (2) 議案の提案

第四章 資産及び会計

(資産)

第11条 本連盟の資産は、次のとおりとし、これをもって所要経費を支弁する。

- (1) 会費
- (2) 大会等参加費
- (3) 上部団体等からの補助金及び助成金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(資産管理)

第12条 資産は会長が適正に管理する。

(事業計画及び収支予算)

第13条 事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会における審議を経た上で総会の議決を得て行う。

(事業報告及び収支決算)

第14条 事業報告書及び収支決算書は会長が作成し、理事会の審議及び監事による監査を経て総会の承認を得るものとする。

2 収支決算に余剰金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 役員及び代議員

(役員)

第16条 本連盟には次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上16名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を理事長、1名を副理事長、1名を会計、1名を事務局長、若干名を顧問、相談役とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は総会で選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長、会計、事務局長は理事会の互選とする。

3 監事は、理事を兼任することはできない。

4 相談役、顧問は理事会において推薦し総会の承認を得る。

5 理事の推薦は、理事2名以上が書面による推薦を会長に提出し、会長及び理事長が理事候補者と面談を経て、理事会の審議を経て承認され総会で議決を行う。

(理事の職務)

第18条 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 理事長は会長及び副会長を補佐し、本規約及び総会の議決に基づき理事会の掌握と業務を行う。

4 会計は、会長の命を受け、会計事務を司る。

5 総務担当は事業計画、予算計画、広報活動を総括する。

6 競技担当は区民ゴルフ大会及び連盟が企画する試合や会合、練習会、ジュニア育成事業、ジュニア強化事業を総括する。

7 理事は5、6の委員会に所属し本規約に基づき業務を決定し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、理事の業務執行の状況及び会計を監査する。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現認者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第21条 役員が次の各号に該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決をもってこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のために、職務を執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

2 前項により役員を解任しようとするときは、総会において当該役員に弁明する機会を与えることができる。

(代議員)

第22条 本連盟に代議員を置く。

2 代議員は、各団体会員組織において1名を選出し、会長に届け出るものとし、理事を兼任することを妨げない。

3 代議員は、総会の構成員とし、議決にあたる。

4 代議員の任期については、第20条第1項から第3項までを準用する。

第六章 会議

(総会)

第23条 総会は当連盟の最高意思決定機関として、理事、代議員をもって人員を構成する。

2 総会は、毎年1回、会長が招集する。ただし、会長は必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

3 会長は、代議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、代議員に対して、議案を付して10日前までに到着するよう通知しなければならない。

5 総会の議長は、代議員の互選により選出する。

(定足数)

第24条 総会は代議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を聞き、採決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面をもって採決し、又は他の代議員を代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

2 役員は、総会に出席し、議案の説明、答弁、報告等を行うものとする。

3 総会の議事は、本規約に別段の定めのある場合を除き、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第25条 次に掲げる事項については、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 除名処分
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 本規約の改正

(6) 本規約に定める事項の他、本連盟の業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの

(理事会)

第26条 理事会は、第16条に規定する役員を構成員とし、理事長が必要を認めたときに招集する。

2 理事会の議長は理事長とする。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の2分の1以上が出席し、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、あらかじめ通知された事項について書面をもって採決し、又は他の会員を代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

(理事会の決議事項)

第28条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 規則の制定改廃その他本連盟の運営に関する重要な事項
- (3) 団体会員及び個人会員の入会承認

第七章 情報公開及び個人情報保護

第29条 本連盟と区民及び会員相互の信頼関係を構築するため、本連盟が保有する情報は、その開示を求める区民及び会員に原則として公開するものとする。ただし、個人の生活に関する情報で特定の個人が識別されるものを除く。

2 情報の公開又は開示にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされないよう配慮しなければならない。

3 刑事事件やその他事件に該当する事象が生じた場合には、法令に基づき照会があった場合には本人の同意を得る事なく担当警察等に情報を提供する。

第八章 解散

(解散)

第30条 本連盟の解散は理事会及び総会において理事の4分3以上が出席し、3分の2以上の同意を得なければならない。

2 解散が議決された場合には全役職及び理事の職権を解く。

(事業継承)

第31条 本連盟が第30条の解散により事業の継続が不可能となった場合、第二章に掲げる目的及び事業を行う団体に本連盟の資産や会員等の事業継承を行う。

付則

- 1 本規約に定めのない事項は、理事会の審議を経て、会長が別に定める。

- 2 本規約は令和6年6月14日より施行する。
- 3 本規約は令和7年5月23日より施行する。
- 4 本規定は令和8年5月23日より実施する。

年会費に関する規定

足立区ゴルフ連盟規約第6条に定める年会費は次の通りとする。

団体会員年会費 5千円

個人会員年会費 2千円

経済状況の変化等により、金額を改正する場合は、最終的に総会の議決を要する。